



### 中国会計税務実務

### 2020年第11号

#### 今回のテーマ：中国における配当の実施において外資投資者が知っておくべき注意事項

中国子会社の決算も無事に終了し、法定監査報告書が発行される企業が増え始めている。中国子会社決算の終了を受け、多くの外資投資者がこれから董事会、株主会を開催し、具体的な配当の金額を決定していくことになる。そこで今回は、中国子会社の配当の実施に関し、特に外資投資者が注意すべき制限や注意事項をピックアップしお伝えしていく。

#### 主な内容：

制限等	注意すべき事項				
配当の承認プロセス	会社法では、董事会で利益配当案を作成し、株主会で当該利益配当案を審議し承認するものと定められている。				
分配可能額制限	<p>欠損がある場合、会社が欠損を補填し準備金を積み立てた後であれば、余剰利益について分配できる。分配可能額の計算方法は以下の通り。</p> <p>分配可能額 = 前期繰越利益・欠損 + 当期税引後利益 - 法定積立金 - 任意積立金</p> <p>※法定積立金：当年の税引後利益を分配する時は、利益の10%を会社の法定準備金として積み立てなければならない。但し会社の法定準備金の累計額が会社の登録資本金の50%以上である場合、新たな積立を必要としない。</p> <p>任意積立金：税引後利益から法定準備金を積み立てた後、株主会の決議を経て、任意準備金を積み立てることができる。</p> <p>会社が保有する自己株式に係る利益については分配してはならない。</p>				
配当回数制限	会社法では、配当の回数について特段の制限規定を設けていない。そのため会社の定款でも配当の回数について制限規定を設けていない場合、株主会の決議があれば、いつでも配当を行うことが可能である。但し株主会が会社法の規定に違反して、会社が欠損を補填し、法定準備金及び法定公益金を積み立てる前に株主に利益を分配した場合、株主は、規定に違反して分配された利益を、会社に返還しなければならない。				
中間配当	会社法では、中間配当について特段の制限規定を設けていない。なお中間配当とは、期末配当以外で、一事業年度の途中で、株主に対して行う配当を指す。 前期末までに繰越累計欠損がなく、かつ当期末に欠損が生じる恐れのない場合にのみ、中間配当が可能となる。				
配当に係る源泉税率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>中国税法の規定</th> <th>租税条約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>           企業所得税法实施条例第91条：            非居住者企業が配当金を取得した場合、10%の軽減税率により企業所得税を徴収する。            個人所得税法第3条：20%         </td> <td>           国際間の配当の実施においては、租税条約の有無によって適用税率が大きく異なる。そのため中国との間の租税条約締結の有無とその規定について確認する必要がある。例え、            中日租税条約：10%を超えない。            香港及びシンガポールとの租税条約：            ・持分を少なくとも25%直接保有する場合、5%            ・その他の場合、10%         </td> </tr> </tbody> </table> <p>・協定優遇を享受する場合、「自主判断、申告による優遇享受、関連資料保存事後審査」          ・「非居住納税者協定優遇享受情報報告書」提出</p>	中国税法の規定	租税条約	企業所得税法实施条例第91条： 非居住者企業が配当金を取得した場合、10%の軽減税率により企業所得税を徴収する。 個人所得税法第3条：20%	国際間の配当の実施においては、租税条約の有無によって適用税率が大きく異なる。そのため中国との間の租税条約締結の有無とその規定について確認する必要がある。例え、 中日租税条約：10%を超えない。 香港及びシンガポールとの租税条約： ・持分を少なくとも25%直接保有する場合、5% ・その他の場合、10%
中国税法の規定	租税条約				
企業所得税法实施条例第91条： 非居住者企業が配当金を取得した場合、10%の軽減税率により企業所得税を徴収する。 個人所得税法第3条：20%	国際間の配当の実施においては、租税条約の有無によって適用税率が大きく異なる。そのため中国との間の租税条約締結の有無とその規定について確認する必要がある。例え、 中日租税条約：10%を超えない。 香港及びシンガポールとの租税条約： ・持分を少なくとも25%直接保有する場合、5% ・その他の場合、10%				

制限等	注意すべき事項			
配当に必要な事前準備資料	<b>株主（会）</b> 配当に関する決議 ・株主（会）決議 サイン・捺印	<b>会計師事務所</b> 会計監査 （分配可能額に関する 監査を含む） ・監査報告書 ・分配可能額に関する専 用報告書	<b>税務局</b> 配当決議備案 源泉税納付 対外送金税務備案 ・株主（会）決議 ・源泉税申告書 ・過年度監査報告書 ・分配可能額に関する専用報告書 ・優遇享受自主判断―― 「非居住納税者協定優遇 享受情報報告書」提出	<b>銀行</b> 対外送金 ・対外送金申込書 ・対外送金税務備案書 ・納税証明書 ・過年度監査報告書 ・分配可能額に関する専 用報告書
	配当実施に関しては、株主会決議、会計師事務所による監査、源泉税の申告、対外送金業務等で時間がかかることから、少なくとも半月から1ヶ月間は見込む必要がある。			

### お見逃しなく：

- 地方によっては、監査報告書あるいは分配可能額に関する専用監査報告書を必要とする場合がある。税務局・送金銀行へ事前に問い合わせる必要がある。
- 外国籍個人投資者への配当に係る源泉税率に関しては管轄税務局と問い合わせください。
- 租税条約に基づく低税率の適用や金額の大きな配当の送金については、税務局が調査することも想定される。
- 事後審査のために関連資料を収集・保管し、税務局からの問合せに備えておく必要がある。
- 中間配当の実施に関しては管轄外貨管理局と問い合わせください。
- 2020年1月1日より「外資法」が施行され、従来の外商投資企業向けの三法、即ち「中外合弁企業法」、「中外合作経営企業法」、「外資企業法」に代わることとなった。「外商投資法」、「会社法」と会社の「定款」を比較分析し、定款の作成根拠、最高権力機関、董事の選任方法、利益配当方法等の定款記載を修正する必要があるが生じていないかどうかについても注意を払う必要がある。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: [Japan@cn.gt.com](mailto:Japan@cn.gt.com)